

3 教保第 9 3 3 号
令和 3 年 1 2 月 2 3 日

各教育事務所・支所長
各 県 立 学 校 長 殿

愛知県教育委員会保健体育課長

「教育活動の実施等に関するガイドライン」の更新について
(通知)

教育活動の実施については、令和 3 年 5 月 13 日付け 3 教保号外「教育活動の実施等に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に基づき、適切に取り組んできていただいているところです。

このたび、令和 3 年 11 月 22 日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 事務連絡による「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(以下「マニュアル」という。)の改訂(2021. 11. 22Ver. 7)を踏まえ、ガイドラインを更新しました。

主な更新箇所は、別記のとおりとなります。

各学校におかれましては、本ガイドラインを基に、引き続き適切に対応してください。

教育事務所・支所にあつては、管内市町村教育委員会に対し、参考としていただくよう周知してください。

担当 振興・保健グループ(伊藤)

電話 052-954-6793(ダイヤル)

担当 学校体育グループ(山本)

電話 052-954-6825(ダイヤル)

E-mail : hoken-taiiku@pref. aichi. lg. jp

5月13日版からの主な更新箇所について

- 1 p.1「1（1）ア 児童生徒及び教職員の陽性報告者数及び臨時休業数の推移」（月別の感染状況グラフ）を追加
- 2 p.2「1（1）ウ 令和3年7月までと、令和3年8月以降の感染経路の比較」を追加
- 3 p.3、p.21「1（2）」、「3（7）オ」放課後や休日の児童生徒同士のカラオケや会食を控えるよう指導することについて、学校外における個人の行動においても感染防止対策について自ら留意するよう指導するというマニュアルを踏まえた表現に変更
- 4 p.3「1（3）」令和3年9月の感染急拡大期における臨時休業の状況を追加
- 5 p.4「2（1）《参考》」マニュアルの地域ごとの行動基準である「レベル」と国の「新たなレベル分類の考え方における分類」（新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）の対応表を更新
- 6 p.11「2（9）」新型コロナワクチンについて、マニュアルの改訂を踏まえて追加
- 7 p.17「3（3）オ」地域の感染レベルと学習活動における対応の表について、令和3年度における実際の対応を踏まえて整理

教育活動の実施等に関するガイドライン (令和3年12月23日版)

このガイドライン(令和3年12月 日版)は、文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン(令和3年2月19日改訂)」、「教育活動の実施等に関するQ&A」及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～(2021.11.22Ver.7)」を踏まえ、令和3年5月13日版を改訂したものです。

管理職のみならず、幼児児童生徒の指導に当たる教員の指針となるよう作成したものであり、この内容は、今後、国の通知等を受け改訂していく予定です。

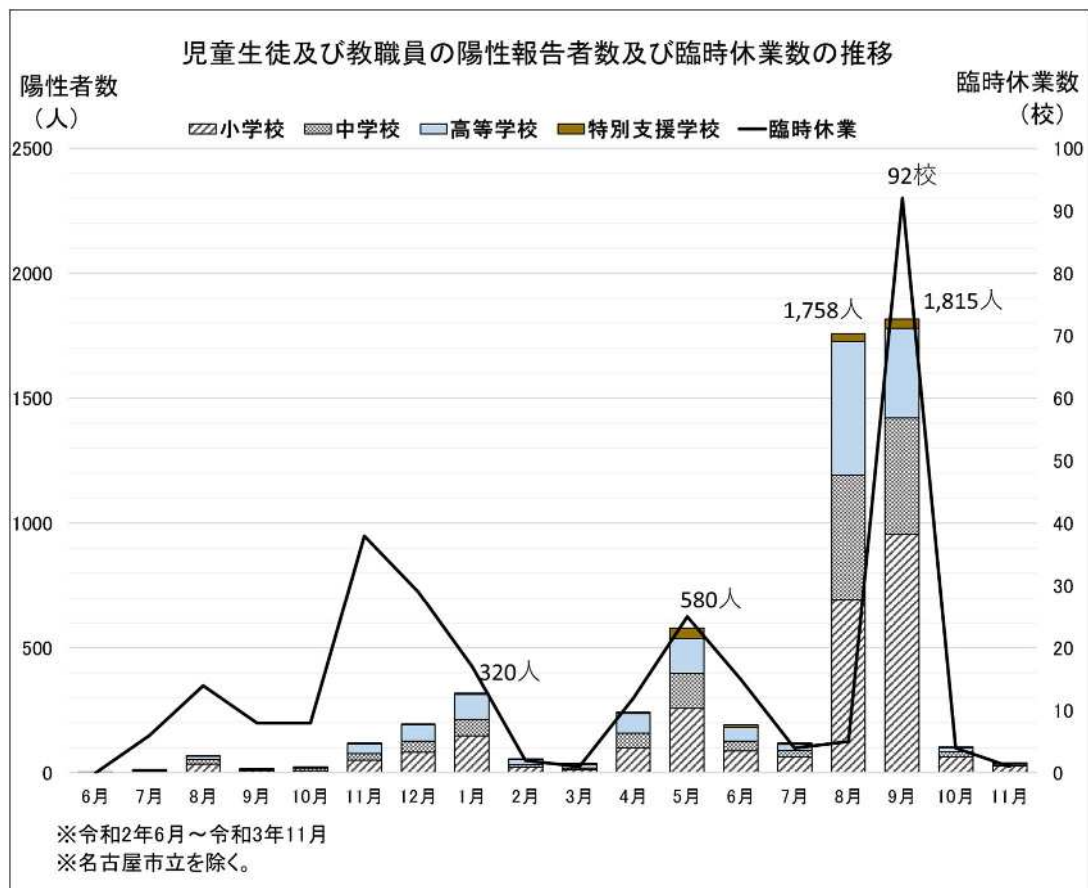
なお、各校においては、このガイドラインを踏まえて、幼児児童生徒の実態や地域の実情、最新の情報等に応じて、行動マニュアル等を作成・見直しするなどの対応も可能です。

1 本県における公立学校関係者（名古屋市立を除く）の感染状況

(1) 児童生徒・教職員の感染状況

ア 児童生徒及び教職員の陽性報告者数及び臨時休業数の推移

令和3年8・9月に感染が急拡大し、陽性報告は8月1,758人、9月1,815人であった。夏季休業後の9月に臨時休業数がピークとなり、92校であった。



イ 令和2年6月から令和3年11月までの間における感染経路

令和2年6月1日から令和3年11月30日までの間における児童生徒の感染経路は、60.3%が家庭内感染である。特に小中学校では、それぞれ72.8%、61.2%を占めている。高等学校においては、他の校種と比較して感染経路不明の割合が大きく、46.3%である。

教職員の感染経路は、感染経路不明が63.3%を占めている。

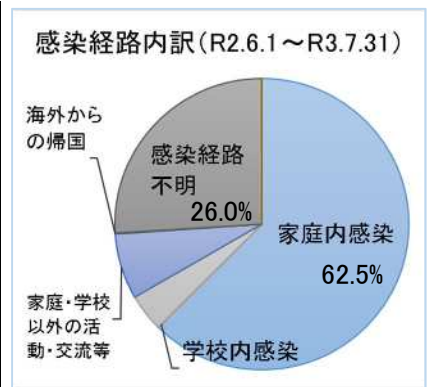
児童生徒・教職員の感染経路等 (R2.6.1~R3.11.30)

区分	感染者数	感染経路判明								感染経路不明		臨時休業
		家庭内感染		学校内感染		家庭・学校以外の活動・交流等		海外からの帰国		人数	割合	
小学校	2,484人	1,809人	72.8%	1人	0.0%	139人	5.6%	1人	0.0%	534人	21.5%	110校
中学校	1,366人	836人	61.2%	3人	0.2%	83人	6.1%	0人	0.0%	444人	32.5%	68校
高等学校	1,369人	533人	38.9%	94人	6.9%	107人	7.8%	1人	0.1%	634人	46.3%	63校
特別支援学校	123人	44人	35.8%	17人	13.8%	29人	23.6%	0人	0.0%	33人	26.8%	15校
児童生徒計	5,342人	3,222人	60.3%	115人	2.2%	358人	6.7%	2人	0.0%	1,645人	30.8%	256校
教職員計	346人	101人	29.2%	7人	2.0%	19人	5.5%	0人	0.0%	219人	63.3%	25校
合計	5,688人	3,323人	58.4%	122人	2.1%	377人	6.6%	2人	0.0%	1,864人	32.8%	281校

ウ 令和3年7月までと、令和3年8月以降の感染経路の比較

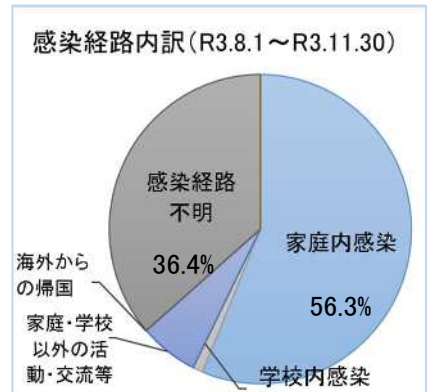
児童生徒・教職員の感染経路等 (R2.6.1~R3.7.31)

区分	感染者数	感染経路判明								感染経路不明		臨時休業
		家庭内感染		学校内感染		家庭・学校以外の活動・交流等		海外からの帰国		人数	割合	
小学校	811人	665人	82.0%	1人	0.1%	49人	6.0%	1人	0.1%	95人	11.7%	76校
中学校	422人	299人	70.9%	2人	0.5%	26人	6.2%	0人	0.0%	95人	22.5%	43校
高等学校	520人	206人	39.6%	58人	11.2%	48人	9.2%	1人	0.2%	207人	39.8%	27校
特別支援学校	65人	20人	30.8%	17人	26.2%	11人	16.9%	0人	0.0%	17人	26.2%	12校
児童生徒計	1,818人	1,190人	65.5%	78人	4.3%	134人	7.4%	2人	0.1%	414人	22.8%	158校
教職員計	157人	44人	28.0%	4人	2.5%	10人	6.4%	0人	0.0%	99人	63.1%	21校
合計	1,975人	1,234人	62.5%	82人	4.2%	144人	7.3%	2人	0.1%	513人	26.0%	179校



児童生徒・教職員の感染経路等 (R3.8.1~R3.11.30)

区分	感染者数	感染経路判明								感染経路不明		臨時休業
		家庭内感染		学校内感染		家庭・学校以外の活動・交流等		海外からの帰国		人数	割合	
小学校	1,673人	1,144人	68.4%	0人	0.0%	90人	5.4%	0人	0.0%	439人	26.2%	34校
中学校	944人	537人	56.9%	1人	0.1%	57人	6.0%	0人	0.0%	349人	37.0%	25校
高等学校	849人	327人	38.5%	36人	4.2%	59人	6.9%	0人	0.0%	427人	50.3%	36校
特別支援学校	58人	24人	41.4%	0人	0.0%	18人	31.0%	0人	0.0%	16人	27.6%	3校
児童生徒計	3,524人	2,032人	57.7%	37人	1.0%	224人	6.4%	0人	0.0%	1,231人	34.9%	98校
教職員計	189人	57人	30.2%	3人	1.6%	9人	4.8%	0人	0.0%	120人	63.5%	4校
合計	3,713人	2,089人	56.3%	40人	1.1%	233人	6.3%	0人	0.0%	1,351人	36.4%	102校



感染が急拡大した令和3年8月以降と、それ以前の期間を比較すると、家庭内感染 56.3% (62.5%から 6.2 ポイントの減)、感染経路不明は 36.4% (26.0%から 10.4 ポイントの増) であった。感染の急拡大により、感染経路が判断できないケースが増えたと考えられる。

(2) 同一の学校において5人以上の感染者が確認された事例の状況

学校再開以降、同一の学校において感染経路に関連があると考えられる5人以上の感染者が確認された事例は15件であった。感染が考えられる場面としては、部活動関連や学級内のほか、校外での生徒同士のカラオケや会食、またデイサービス等放課後の事業に係る事例などが報告されている。

感染リスクを下げるため、部活動の実施に当たっては、部室の利用時やミーティング、準備や後片付け時なども含め、運動をしていないときは原則としてマスクを着用すること、また放課後や休日の学校外における個人の行動においても感染防止対策について自ら留意するよう児童生徒に指導することが重要である。また、デイサービスや放課後児童クラブ等との連携体制を整えておくことも重要である。

(3) 臨時休業の状況

臨時休業について、可否を保健所と相談の上、真に必要な場合に限り行うこととした令和2年12月21日付け2教保第799号「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業について（通知）」の後から令和3年11月30日までの間に実施された臨時休業は、小学校76件、中学校45件、高等学校45件、特別支援学校19件の計185件である。

県立学校の臨時休業は、濃厚接触者の特定に時間を要する場合、校内で感染が広がっている可能性が高い場合又は臨時休業をするよう保健所からの指示・助言があった場合に実施している。

なお、感染急拡大期には、保健所の業務がひっ迫したため、県教育委員会では文部科学省の示したガイドラインに従い「臨時休業の判断基準 R3.9.2」を定め、この基準により県立学校の臨時休業の判断を行った。この期間（令和3年9月2日～令和3年9月30日）における臨時休業は、小学校33件、中学校22件、高等学校30件、特別支援学校4件の計89件であった。

2 基本的な感染症対策の考え方

(1) 地域の感染レベルに応じた感染症対策

新型コロナウイルスの感染は、収束と流行を繰り返すことが想定され、学校においては、地域の感染レベルの状況に応じて柔軟に対応しながら、可能な限り教育活動を継続していくことが必要である。（別紙資料参照）

地域の感染レベルは、県教育委員会が下表を参考に、県感染症対策局と相談の上、判断を行うため、各学校においては、県教育委員会からの通知により対応する。

新たな変異株に対しても、従来株と同様の対策を徹底する。

《参考》

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m程度(最低1m)	行わない	個人や少人数での感染リスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル2	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取る	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg); font-size: small;">収束局面</div> <div style="text-align: center;"> 感染リスクの低い活動から徐々に実施 </div> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">拡大局面</div> </div> 感染リスクの高い活動を停止	感染リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取る	適切な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

(参考)

本マニュアル	新型コロナウイルス感染症対策分科会提言(※)における分類	
レベル3	レベル4(避けたいレベル)	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況。
	レベル3(対策を強化すべきレベル)	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断された状況。
レベル2	レベル2(警戒を強化すべきレベル)	新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめていますが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができていく状況。
レベル1	レベル1(維持すべきレベル)	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況。
	レベル0(感染者ゼロレベル)	新規陽性者数ゼロを維持できている状況

※「新たなレベル分類の考え方」(令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症対策分科会)

出典:「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル~『学校の新しい生活様式』~」(文部科学省)

○愛知県の新しい指標(令和3年12月1日~)では、国の新たなレベル分類の「レベル1」が県の「レベル1A・レベル1B」に、「レベル3」が「レベル3A・レベル3B」に対応している。

(2) 基本的な感染症対策の実施

家庭と連携しながら、健康観察や基本的な感染症対策を、ワクチン接種を受けた者も含めて徹底する。

ア 児童生徒等の感染経路の多くが家庭内感染であることを踏まえ、学校においては、「感染源を絶つ」こと、学校内にウイルスを持ち込まないことが重要である。具体的には、児童生徒等に発熱等の風邪の症状がある場合には、登校を控えるよう指導し、かかりつけ医等へ相談の上、受診するよう勧める。（「発熱患者等の外来診療フロー図」参照）

全ての児童生徒等及び教職員は、登校・出勤前に毎朝の検温や風邪症状の確認を行うとともに、家庭でそれらを確認できなかった児童生徒等については、登校時、教室に入る前に、あらかじめ指定した場所に来るよう指導し、検温及び健康観察を行う。

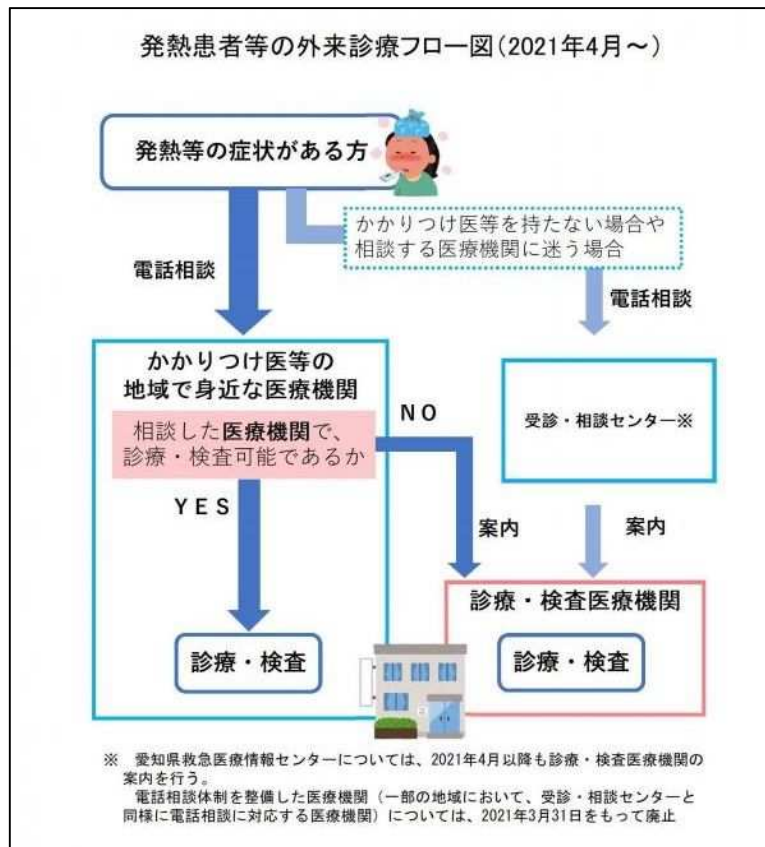
地域の感染レベルに応じて、児童生徒等本人のみならず、家庭への協力を呼びかける。

地域の感染レベル	対応（同居家族）
レベル 3	児童生徒等の同居家族等が濃厚接触者に特定された場合、検査で当該家族の陰性が判明するまでは、児童生徒等は登校させない。 同居家族等に風邪症状が見られる場合も、登校を控えるよう保護者に働きかける。
レベル 2	児童生徒等の同居家族等が、濃厚接触者と特定された場合や風邪症状等により PCR 検査等を受ける場合、本人、又は保護者と相談し、登校を慎重に検討する。

イ 児童生徒等は、新型コロナウイルスに感染しても無症状であることも多く、また発症前にも人に感染させることが報告されていることから、校内では、引き続き、こまめな手洗い（登校後、活動の前後、食事の前後、トイレ後、清掃後、帰宅前）や、必要な場面でのマスクの適切な着用を始めとする咳エチケット等の基本的な感染症対策の徹底を指導する。なお、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして共用はしないよう指導する。

ウ 身体全体の抵抗力を上げるため、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけるよう指導する。

エ 高等学校においては、生徒の生活圏が広がることから、学校外における行動についても自ら感染症対策を意識することができるよう、学校においてしっかりと指導する。



(3) 「3つの密（密閉・密集・密接）」を防ぐ

「3つの密」が重なった場所は、集団感染発生のリスクが高い。3つの条件が重なる場を避けることはもちろんのこと、可能な限り1つ1つの条件が発生しないよう配慮をする。

- ア 【密閉】…窓やドアをできるだけ開放し、換気の悪い密閉空間をつくらない。雨の日や暑い日・寒い日（エアコンを使用する場合も）も、教室の天窗や2方向の扉や窓は開け、常に空気の流れを作る。
- イ 【密集】…教室の児童生徒等の机の間隔をできるだけ広くとる。
児童生徒等が密集しない学習活動・学習形態の工夫をする。
- ウ 【密接】…全ての児童生徒等及び教職員は、身体的距離が十分とれないときは、マスクを着用する。
休み時間も教室や廊下、手洗い場、トイレなどで児童生徒等が密接しないように指導する。
障がい等によりマスクの着用が難しい場合は、咳エチケットなどについて、個の実態に合わせて指導する。

(4) 保健管理体制の整備と教室・授業環境の整備

学校医・学校歯科医・学校薬剤師と連携体制を整え、児童生徒等の健康観察や、教室及びトイレ等の保健管理体制を確立する。

ア 定期的開催される学校保健委員会を活用したり、電話等により指導助言を受けられるようにしたりするなど、学校医・学校歯科医・学校薬剤師から適宜指導助言を受けられる体制を整える。

イ 手洗い場には、石けん（可能であれば、液体石けん）を設置する。

ウ 流水と石けんで丁寧に（約 30 秒）手洗いすることで、十分にウイルスを除去できるため、指導を徹底する。

ただし、流水で手洗いできない場合は、手指消毒液も有効であるため、可能な限り、教室付近に設置することが望ましい。

エ 用具や物品の共用は、可能な限り避ける。共用を避けることが難しいものは、使用前後の手洗いを徹底させる。

オ 身体的距離の確保

身体的距離の確保は、地域の感染レベルや学校の実情に合わせて柔軟に対応する。

地域の感染レベル	対応（身体的距離の確保）
レベル 3	身体的距離の確保を優先する。 分散登校の導入などの工夫を行い、児童生徒等の間隔を可能な限り 2メートル（最低 1メートル）確保するように座席配置の工夫をする。
レベル 2 レベル 1	児童生徒等の間隔を 1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとるように座席配置を工夫する。 1メートルの距離を確保できない場合には、換気を十分に行うことや、マスクを着用することなどを併せて行う。

(5) 消毒の方法等

消毒を行うにあたっては、使用する消毒液の新型コロナウイルスへの有効性や安全性、使用方法等を取扱説明書や製品の表示等によく確認の上、学校薬剤師と連携しながら適切に行うこと。

多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、スイッチ、手すり、水道の蛇口栓等）は、1日1回程度、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの。）等を用いた拭き掃除を行うことで、消毒に代える。これは、通常の清掃活動の一環として、発達段階に応じて児童生徒等が行っても差し支えない。

なお、児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略することも可能である。

(参考) 消毒の方法及び主な留意事項について※1

	消毒用エタノール	一部の界面活性剤※2	次亜塩素酸ナトリウム消毒液	次亜塩素酸水※3	亜塩素酸水※1
使用方法	<ul style="list-style-type: none"> 消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後、そのまま乾燥させる 	<p>【住宅・家具用洗剤】</p> <ul style="list-style-type: none"> 製品に記載された使用方法どおりに使用 <p>【台所用洗剤】</p> <ul style="list-style-type: none"> 布巾やペーパータオルに、洗剤をうすめた溶液をしみこませ、液が垂れないように絞って使う。拭いた後は、清潔な布等で水拭きし、最後に乾拭きする 	<ul style="list-style-type: none"> 0.05%の消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後は、必ず清潔な布等で水拭きし、乾燥させる（材質によっては変色や腐食を起こす場合があるため） 感染者が発生した場合のトイレでは0.1%の消毒液を使用 作り方は、パンフレット「0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方」参照（別添資料10） 	<ul style="list-style-type: none"> 製品に、使用方法、有効成分（有効塩素濃度）、酸性度（pH）、使用期限の表示があることを確認 拭き掃除には有効塩素濃度80ppm以上のものを、流水で掛け流す場合には有効塩素濃度35ppm以上のものを使用 汚れをあらかじめ落としておく 拭く対象物に対して十分な量を使用 流水で掛け流す場合、次亜塩素酸水の生成装置から直接、対象物に対して行う きれいな布やペーパーで拭き取る 	<ul style="list-style-type: none"> 有機物が存在する環境下での使用が想定されている 【拭拭する場合】 遊離塩素濃度25ppm（25mg/L）以上の溶液をペーパータオル等に染み込ませてから対象物を拭拭（拭いた後数分以上置くこと）する その後、水気を拭き取って乾燥させる 【浸漬する場合】 遊離塩素濃度25ppm（25mg/L）以上の溶液に浸漬（数分以上浸すこと。）し、取り出した後、水気を拭き取って乾燥させる 【排泄やおう吐物等の汚物がある場合】 汚物をペーパータオル等で静かに拭き取った上で、汚物のあった場所にペーパータオル等を敷き、その上に遊離塩素濃度100ppm（100mg/L）以上の溶液をまく（数分以上置くこと） ペーパータオル等を回収後、残った亜塩素酸水を拭き取って乾燥させる
主な留意点	清掃作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにする				
	<ul style="list-style-type: none"> 引火性があるので電気スイッチ等への噴霧は避ける。 換気を十分に行う 	<ul style="list-style-type: none"> パンフレット「ご家庭にある洗剤を使って身近なものを消毒しましょう」参照（別添資料8） 	<ul style="list-style-type: none"> 必ず手袋を使用（ラテックスアレルギーに注意） 色落ちしやすいもの、腐食の恐れのある金属には使用不可 希釈した次亜塩素酸ナトリウムは使い切りとし、長時間にわたる作り置きはしない 換気を十分に行う 噴霧は絶対にしない 児童生徒等には扱わせない 	<ul style="list-style-type: none"> パンフレット「次亜塩素酸水」を使ってモノのウイルス対策をする場合の使用法」参照（別添資料11） 	<ul style="list-style-type: none"> 酸性の製品やそのほかの製品と混合や併用しない 換気を十分に行う 直射日光の当たらない湿気の少ない冷暗所に保管する

※1 消毒を行う際は、以下の情報を参照すること。

「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

※2 効果が確認された界面活性剤を含む洗剤を使用する場合は、以下の情報を参考にすること。
 ・別添資料9「有効な界面活性剤を含有するものとして事業者から申告された製品リスト（2021年10月31日版）」

（独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）のホームページ

<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>）

※3 「次亜塩素酸を主成分とする酸性の溶液」を指す。電気分解によって生成された「電解型次亜塩素酸水」と、次亜塩素酸ナトリウムのpH調整やイオン交換、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムの水溶などによって作られた「非電解型次亜塩素酸水」の両方を含む。

出典：「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(文部科学省)

(6) 給食のルール（小学校・中学校・特別支援学校・夜間定時制高校）

栄養教諭や給食業者とも連携し、献立作成や配膳方法等、給食時のルールを決める。

また、昼食等の留意点は、「3（5）昼食等」によることとする。（全校種）

ア 給食当番の健康観察とその記録をする。

イ 給食当番用エプロンは、他人と共用しないこととし、次の人が使用する前に必ず洗濯するよう指導する。

ウ 配膳、おかわり、後片付け（食器返却）、などで児童生徒等が並ぶことがないよう工夫する。

エ 献立作成では、地域の感染レベルが「レベル3」の場合、可能な限り品数を減らし、配膳時のリスクを減らすことが望ましいため、食材発注の際に変更可能な献立を検討しておく。（主菜と具沢山の汁物等）

オ 学校給食従事者（受配校の配膳員、配送車職員を含む）、寄宿舎の調理員、学校給食業務委託業者等は「検温、咳、倦怠感等」を確認し、個別健康観察記録票に記録する。

カ 学校給食用食材納品業者（牛乳、パン、ごはん、麺、直送品業者を含む。）の納品時には、マスクの着用を求める。また、「検温、咳、倦怠感等」を確認し、記録する。

キ 食事介助で対象とする児童生徒等が代わる場合は、その都度、手洗い又は手指消毒を行う。

(7) 心のケア

ア 児童生徒等の中には、自分や家族も感染するのではないかと不安や恐れを抱くなど、依然として心理的なストレスを抱えている者もいると考えられるため、担任等が努めて個々に対する声かけを行う。

イ 担任等は、学年団をはじめ、養護教諭や教育相談係と常に情報共有し、教育相談委員会等を設け、適切に対応できる体制を整える。

ウ 必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との連携を密にする。

エ 学校外の相談機関として、「よりそいチャット」や「チャイルドライン」、「子どもSOSほっとライン24」、「愛知県精神保健福祉センター」、「愛知県総合教育センター相談室」等、児童生徒等及び保護者を対象とした相談事業の活用を勧めることも考えられる。

オ 教職員のメンタルヘルスにも十分配慮し、必要に応じ、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」や、公立学校共済組合のメンタルヘルス相談等を紹介する。

《参考》 SNS による子ども・若者の悩み相談窓口一覧

http://cms2.intra.aichi/uploaded/life/357533_1497828_misc.pdf

子ども・若者の悩み相談窓口一覧

相談窓口名称	対象者	相談時間	LINE	Twitter	Facebook	チャット
よのそいチャット	だれでも	月・火・水・金・日曜日 17時から22時30分 (22時まで受付) 水曜日 11時から16時30分 (16時まで受付)	「よのそいびっと」あたりまで ID検索@yosoi-bitto (よのそいびっと)		-	
チャイルドライン	16歳までの人	毎日水・金・第3土曜日 16時から21時	-	-	-	
こころのほっとチャット	だれでも	毎日 第1回 12時から16時 (15時まで受付) 第2回 17時から21時 (20時まで受付) 毎月1回 最終土曜日 21時から24時 (5時まで受付) 7時から12時 (11時まで受付)	「こころのほっとチャット」 近所まで ID検索@kokorohottochat			
10代20代の女性のためのLINE相談	10代・20代の女性	毎月 月・水・金・土曜日 第1回 14時から18時 (17時30分まで受付) 第2回 18時30分から22時30分 (22時まで受付)	「10代20代の女性のためのLINE」 あたりまで	-	-	-

(8) 新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見をなくす

感染者、濃厚接触者、医療従事者、その他社会機能の維持に当たる方やその家族等に対する偏見や差別は人権侵害に当たり、そのような行為は、決して許されないことである。また、感染を責める雰囲気広がると、医療機関での受診や家庭から学校への連絡が遅れることにもつながりかねず、校内での感染の拡大につながり得る。

- ア 全ての教職員は、公的機関が提供する正しい情報に基づく適切な行動を心がける。
- イ 児童生徒等に対して、誰でも感染者や濃厚接触者になる可能性があることをホームルームや集会等の機会に繰り返し指導する。
- ウ 学校関係者に感染が確認された場合には、感染者や濃厚接触者が差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象にならぬよう十分な配慮・注意をする。
- エ 令和2年8月に出された文部科学大臣メッセージを学校のウェブサイトに掲載するなどして、保護者や地域社会に対し、自分が差別等を行わないこと、身の回りに差別等につながる発言や行動があったときには、それに同調しないこと、さらに、「そんなことはやめよう」と声を挙げていただくことなどの啓発に努める。

愛知県新型コロナウイルス感染症対策推進条例（抜粋）

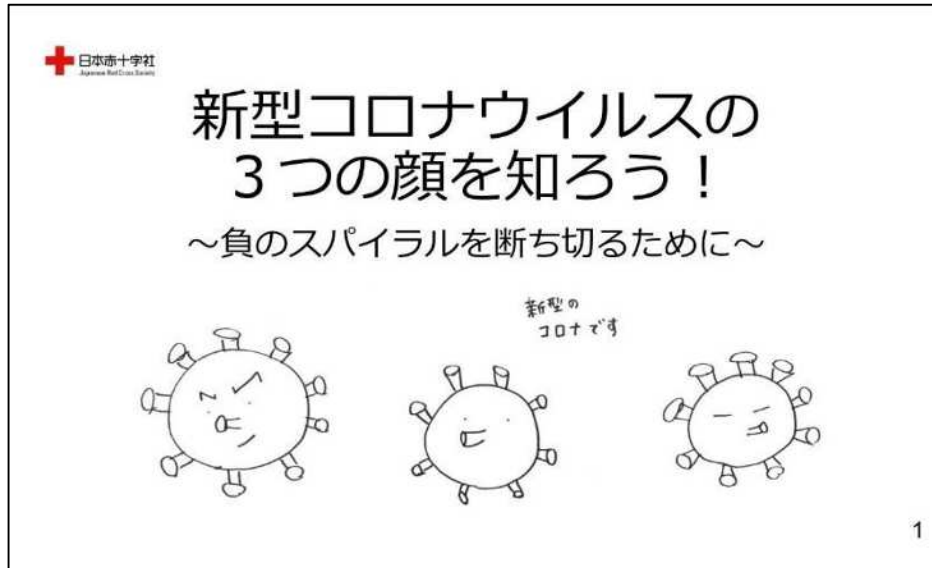
（患者等への留意）

第13条 何人も、新型コロナウイルス感染症への罹患又はそのおそれ等を理由として、新型コロナウイルス感染症の患者及びその家族、医療従事者等の人権が損なわれることがないように留意しなければならない。

《新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見に関する指導資料》

「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう」日本赤十字社

URL : <http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/pdf/211841aef10ec4c3614a0f659d2f1e2037c5268c.pdf>



(9) 新型コロナワクチンについて

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすことを目的として、接種を受けることが勧められているところである。学校教育活動においては、以下の点に留意する必要がある。

- ・ ワクチン接種の有無によって学校教育活動に差を設けることは想定されていないこと。
- ・ 予防接種はあくまで本人の意思や保護者の同意に基づいて受けるべきこと、また、身体的な理由や様々な理由によって接種することができない人や接種を望まない人もいることに鑑み、接種を受ける又は受けないことによって差別やいじめなどが起きることのないように指導し、保護者に対しても理解を求めること。
- ・ 学校教育活動においても、医療機関等の学校外において実習を行う場合など、何らかの理由で児童生徒等の予防接種歴を把握する必要が生じることも考えられる。その際には、情報を把握する目的を明確にすること、本人や保護者の同意を得ること、他の児童生徒等に知られることのないような把握の方法を工夫することなど個人情報としての取扱いに十分に留意して把握すること。

3 日々の教育活動における感染症対策・指導

全ての教員が共通認識を持ち、児童生徒等に対して、感染予防教育に取り組み、学校全体で感染予防に取り組めるよう、指導に当たる。

また、どんなに感染対策をとっても感染リスクをゼロにすることはできないという事実を前提として、濃厚接触の定義※を踏まえながら、万が一の場合でも、校内における濃厚接触者の発生を可能な限り抑えられるよう日々の感染対策・指導を行う。

教職員の目の届かない休み時間や登下校などは学校生活における一番の感染リスクとなることから、児童生徒等が新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断しこれを避ける行動をとることができるよう指導を行う。

※ 濃厚接触とは、以下のとおりである。(厚生労働省 Q&A より)

濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は、1. 距離の近さと2. 時間の長さです。

必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1 m程度以内）で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。

(中略)

なお、15分間、感染者と至近距離にいたとしても、マスクの有無、会話や歌唱など発声を伴う行動や対面での接触の有無など、「3密」の状況などにより、感染の可能性は大きく異なります。そのため、最終的に濃厚接触者にあたるかどうかは、このような具体的な状況をお伺いして判断します。

(1) 登校前、登校後

ア 毎朝、保護者と協力して家庭で検温する。風邪症状がみられる場合には登校しないよう指導し、かかりつけ医等に相談の上、受診するよう勧める。(新型コロナウイルス感染症以外の疾患による場合は、この限りではない。)

家庭で検温等できていない場合は、所定の場所で検温及び健康観察を行う。

イ 地域の感染レベルに応じて、児童生徒等本人のみならず、家庭への協力を呼びかける。(再掲)

地域の感染レベル	対応 (同居家族)
レベル3	児童生徒等の同居家族等が濃厚接触者に特定された場合、検査で当該家族の陰性が判明するまでは、児童生徒等は登校させない。 同居家族等に風邪症状が見られる場合も、登校を控えるよう保護者に働きかける。
レベル2	児童生徒等の同居家族等が、濃厚接触者と特定された場合や風邪症状等により PCR 検査等を受ける場合、本人、又は保護者と相談し、登校を慎重に検討する。

ウ 公共交通機関を利用する場合や身体的距離が十分とれない場合には、マスクを着用して登校する。登校後は教室に入る前に手洗いをするよう指導する。た

だし、熱中症のリスクもあるため、人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すよう指導する。

(2) 朝の会

ア 挨拶の発声時には、飛沫を飛ばさない挨拶を工夫する。

イ 健康観察の徹底

- ・ 児童生徒等の健康状態を確実に把握する。
- ・ 毎朝提出する健康カードを用いるなど、児童生徒等が不調を申し出しやすい雰囲気や体制づくりを心がける。

《体調不良者を確認した場合》

風邪症状等の体調不良がみられる場合には、保護者に連絡をして、自宅で休養させるよう迎えを依頼する。

当該児童生徒等を安全に帰宅させるまでの間、学校にとどまる場合は、他児童生徒等との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をする。（教職員についても同様）

児童生徒等の不安を取り除く健康相談ができる体制を整える。

(3) 授業

《1つの教室に40名の児童生徒等を入れることについて》

1つの教室に40名の児童生徒等を入れると、身体的距離の確保は困難になる。したがって、身体的距離の確保以外の感染症対策を徹底する必要がある。地域の感染レベルが、レベル2又はレベル1のときは、感染防止のための行動に関する指導をした上で、次のとおりの対応ができれば、40人が同時に教室に入室することは可能と考える。

- 発熱等の風邪症状がみられる児童生徒等及び教職員が、室内にいない。
- 全ての児童生徒等及び教職員は、マスクを着用している。聾学校などマスクの着用が適切ではない場合は、身体的距離をとりつつフェイスシールド等を活用する。※

ただし、熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先する。

- 換気は、気候上可能な限り常時、可能であれば対角線上の2方向の窓を同時に開けて行う。（詳細は後述。）

※マスク、透明マスク、フェイスシールド、マウスシールドに関しては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」p.40～42を参照

ア 授業と授業の間の手洗い

- ・ 全ての児童生徒等が休憩時間毎に手洗いすることが望ましいが、手洗い場

の数も限られていることから、手洗い場が密にならないよう配慮した上で、児童生徒等の手洗いを学校の実情に合わせて指導すること。

イ 校内で共有される用具・物品等の取扱いについて

- 各教科担当の指導の下、児童生徒等が共用の用具・物品に触れる場合は、使用の前後に手洗いを指導する。

《参考》

(「新型コロナウイルスに関するQ&A (一般の方向け)」厚生労働省)
「WHOは、新型コロナウイルスは、プラスチックの表面では最大72時間、ボール紙では最大24時間生存するなどとしています。」

ウ 教室等の換気について

- エアコンを使用している場合においても換気は必要であるため、対角線上の2方向の窓を同時に開けて行う。また、授業時間内に適宜窓等を大きく開けて換気をすることも有効である。休憩時間中には、窓や扉を大きく開けて換気を行う。(下記の参考を参照)
- 換気の程度は、天気や教室の位置によって異なるため、必要に応じて学校薬剤師と相談して、判断する。
- 換気をすれば十分な感染予防ができるということではないため、あわせて、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底に留意する。

《参考》(下線部に留意)

(参考) 学校の教室における窓開け換気効率の評価

(スーパーコンピュータ「富岳」によるシミュレーション)

公立学校モデル(生徒40人、教室8m×8m、エアコン使用時)を対象に、エアロゾル感染のリスク評価を行ったところ、以下のような結果が得られた。

- 短時間で換気を行う場合(30分に一回などの換気を想定)には、扉や窓を広く開けることが短時間での換気に有効(モデル例の設定条件下では、各窓左右20cm開放かつ廊下側欄間全開(または前後扉40cm開放)で、100秒程度で室内空気の入れ替えができた)。
- 他方、常時換気を行う場合には、扉や窓を狭く開けたとしても、廊下側と窓側を対角に開ける方法をとることにより、効率よく換気ができる(モデル例の設定条件下では、廊下側・窓側とも20cm程度の開放で、法令等で求められる一般的なオフィスの換気レベルを満たすことができる)。

令和2年8月24日発表「室内環境におけるウイルス飛沫感染の予測とその対策」
(課題代表者 理化学研究所/神戸大学 坪倉誠)

<https://www.r-ccs.riken.jp/jp/fugaku/corona/projects/tsubokura.html>

出典:「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル〜『学校の新しい生活様式』〜」(文部科学省)

【冬季における新型コロナウイルス感染対策】

1 寒い環境でも換気を実施する

室温が下がらない範囲で窓を少し開ける。その際、扇風機等を利用し、内部の空気を押し出すなど効率よく換気ができるよう工夫をする。

なお、室温低下による健康被害が生じないように、児童生徒等に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用についても柔軟に対応する。

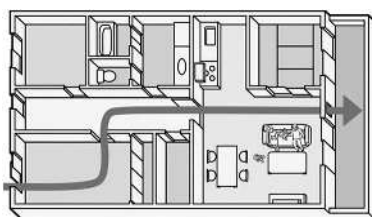
《参考》

窓開けのコツ

(厚生労働省：新型コロナウイルスに関する Q&A (一般の方向け) より)

- ・ 窓開けを行うと、一時的に室内温度が低くなってしまいます。暖房器具を使用しながら、換気を行ってください。
 - ・ 暖房器具の近くの窓を開けると、入ってくる冷気が暖められるので、室温の低下を防ぐことができます。なお、暖房器具の種類や設置位置の決定に当たっては、カーテン等の燃えやすい物から距離をあけるなど、火災の予防に留意してください。
 - ・ 短時間に窓を全開にするよりも、一方向の窓を少しだけ開けて常時換気を確保する方が、室温変化を抑えられます。この場合でも、暖房によって室内・室外の温度差が維持できれば、十分な換気量を得られます。
 - ・ 人がいない部屋の窓を開け、廊下を経由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れることも、室温を維持するために有効です。
 - ・ 室温を 18℃以上に維持しようとする、窓を十分に開けられない場合には、換気不足を補うために、HEPA フィルタ(※)によるろ過式の空気清浄機を併用することが有効です。
- (※) HEPA フィルタは、「高性能エアフィルター」とも呼ばれることもあり、国内メーカーの多くの空気清浄機で使用されています。空気中に含まれる微粒子を取り除くことができます。

参考イラスト：人がいない部屋の窓を開け、廊下を経由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れる換気方法(二段階換気)の例



2 適度な保湿を保つ (湿度 40%以上が目安)

加湿器の使用などにより、室内の湿度 40%以上を目安に無理のない範囲で適度な湿度を保つようにする。

3 手洗いを徹底する

気温が低くなると、手洗いが疎かになることがある。「手洗い」は、新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本の 1 つであり、引き続き、登校後、活動の前後やトイレの後、食事の前後などこまめな手洗いを指導する。

エ 熱中症の予防

- ・ 教育活動の場所及び活動形態については、感染症予防とともに、マスクの着脱等の熱中症予防にも十分注意する。熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、特にマスクの着脱については、熱中症への対応を優先させる。
- ・ 気象庁が発表する情報や環境省が公表している暑さ指数等に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。
- ・ マスクを着用していると、喉の渇きに気づきにくいいため、活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分（スポーツドリンク）の補給ができる環境を整える。
- ・ 児童生徒等が自宅から持参した冷却グッズの使用を認める、制服に拘らず体育服の着用を認めるなどの配慮をする。
- ・ 熱中症による健康被害を未然に防止するために、マスクを外した場合は、下表の対応をする。なお、児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導する。

《マスクを外したときの対応》

熱中症の予防のため、児童生徒等及び教職員がマスクを外すことがあることをあらかじめ児童生徒等、保護者に周知を行う。

	授業中	授業中以外
児童生徒等	<ul style="list-style-type: none"> ○ マスクを外している間は、不必要な発声を控えるよう指導する。声を出す必要があるときは、マスクを着用するかハンカチ等で口を押さえながら行うよう指導する。 ○ 清潔なハンカチ等で咳エチケットを徹底するよう指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ マスクを外している間は、身体的距離を確保するよう指導する。 ○ 近距離での会話を控えるよう指導する。
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次のいずれかの方法により、飛沫防止対策を講じる。 <ol style="list-style-type: none"> ① 教卓の上等にアクリルボード等を設置する。 ② 児童生徒等との間に十分な身体的距離を確保する。* ○ 机間巡視の際は、マスクを着用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体的距離を確保する。 ○ 近距離での会話を控える。

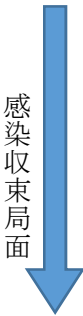

※ 地域で感染経路不明な感染者が出ていない場合などで、一時的にマスクを外して授業を行う場合を想定している。「十分な身体的距離」は、できれば2メートル、最低1メートルとし、施設の制約上可能な限り、最大限確保すること。

※ マスクの着用等に関しては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」p. 40～42を参照

- ・ 特に授業・学校行事における熱中症予防の判断については、令和2年7月3日付け2教保第354号「熱中症の予防に向けた対応について」に沿って対応する。

オ 各教科等の指導について

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」(※)は、地域の感染レベルに応じて柔軟に対応する。

地域の感染レベル	対応（学習活動）
レベル3	「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」(①～⑥)は行わない。
レベル2	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>感染収束局面</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>感染対策を適切に実施した上で、「感染リスクの高い学習活動」(①②)を徐々に再開する。「特に感染リスクの高い学習活動」(③～⑥)の再開は、慎重に検討する。</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>感染拡大局面</p> </div> </div> <p>「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」(①～⑥)の実施は、慎重に検討する。</p>
レベル1	感染対策を適切に行った上で、通常どおり学習活動を実施する。

※各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」

高い感染のリスクが学習活動	<ul style="list-style-type: none"> ① 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」 ② 図面工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
特にリスクの高い学習活動	<ul style="list-style-type: none"> ③ 「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」 ④ 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」 ⑤ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」 ⑥ 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

出典：「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(文部科学省)

- ・ 児童生徒が「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」などを行う場合は、一定の距離を保ち、対面にならないようにし、可能な限り短時間になるよう工夫する。
- ・ できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしないようにし、器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後に手洗いを行うよう指導する。

- ・ 児童生徒間で、体育服や作業服等の貸し借りはせず、必ず自身のものを着用する。また、使用後は洗濯した上で再使用する。

音楽の実技

- ・ 狭い空間や密閉状態での歌唱、器楽、創作などの表現活動を行う必要がある内容については、年間指導計画の中で指導の順序を変更するなどの工夫をする。
- ・ 3密状態でない場合であっても、表現活動を行う場合には、できる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないよう指導する。
- ・ 特に合唱をする際には、マスクを原則着用することとし、合唱している児童生徒同士や指導者等、聴いている児童生徒との間隔は、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともにできるだけ2m（最低1m）空け、立っている児童生徒と座っている児童生徒が混在しないようにする。

体育の実技

- ・ 医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合は、参加を強要しない。
- ・ 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後に手洗いを実施する。
- ・ 更衣場所、活動場所などにおいて、3つの密が重なる場면을避け、可能な限り授業を屋外で実施し、体育館など屋内で実施する場合には、特に運動強度の高い運動は避ける。
- ・ 児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い内容（柔道、剣道及び球技領域におけるゴール型の種目など）の実施については、仲間との距離を取った練習方法としたり、安全な実施が困難である場合には、年間指導計画の中で指導の順序を変更するなどの工夫をする。
- ・ 熱中症の危険性がある時期には、「熱中症予防に向けたガイドライン」（令和2年7月3日付け2教保第354号「熱中症の予防に向けた対応について」）を参考に、活動場所及び内容の変更も含めて実施方法を弾力的に判断するとともに、場合によっては、年間指導計画の中で指導の順序を入れ替えるなどの工夫をして、熱中症事故防止の徹底を図る。
- ・ 健康診断が未実施の場合の学習活動への参加判断は、過去の健康診断の結果、学校生活管理指導票及び日々の健康観察などにより総合的に行う。とりわけ1年生については、保護者から既往症や健康状態等の情報を確実に把握するよう努める。
- ・ 水泳の授業については、プール水の遊離残留塩素濃度が適切に管理されている場合、水中感染のリスクは低い。実施する場合は、見学の児童生徒

も含めて、密集・密接の場面を避け、感染症対策を講じること。

- ・ 屋外では一人一人の間隔を2 m以上空けて行い、屋内では換気を適切に実施した上で間隔を2 m以上空けて行えば、マスクの着用は特に必要としない。

理科の実験や家庭科の調理実習

感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い一部の実技指導などにおいては、指導の順序の変更などを工夫する。

職業教科における実習

- ・ 教育内容や施設・設備の利用については、進学や就職を控えた生徒に配慮する。
- ・ 各教科の実習における詳細な留意点等は「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた職業に関する教科の実習等に関するQ&Aについて」（令和3年9月10日付け3高教第839号）を参考とする。

(4) 学校行事（集会）

ア 朝礼や学年集会を体育館等の屋内で実施する際には、気候上可能な限り、窓や扉を大きく開放して行う。また、一人一人の距離が確保しやすい隊形にするなど配慮する。

イ 参加人数を抑える、時間を短縮する、校内放送を利用する、又は気候に配慮しながら屋外で実施する等開催方式の工夫をする。

ウ マスクを着用していることや気候に配慮し、必要に応じて進行の途中で水分補給の時間を設ける。

体力テスト

- ・ 令和3年4月8日付け3教保第19-2号「令和3年度「体力づくり推進事業」の実施について」に基づき、感染症対策を行った上で実施する。
- ・ 地域の感染状況が悪化している場合には、直ちに中止とするのではなく、実施時期を可能な限り後ろ倒しにする等の柔軟な対応を検討する。
- ・ 文部科学省が作成した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に示す感染症対策や体育の授業における留意事項を踏まえ、実施する。
- ・ 特に上体起こしについては、児童生徒同士が向かい合うことが想定されるため、相手の足を支える児童生徒（希望があれば被測定者も）については、熱中症のリスクがない場合にはマスクを着用する。

健康診断

- ・ 令和3年3月2日付け2教保第991号「学校保健安全法に基づく児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について」に基づき、感染症対策を行った上で実施する。

(5) 昼食等

- ア 座席は全員正面を向かせるなど向かい合わせにならないように配置する。
- イ 食事中は会話を控えるよう指導する。
- ウ 食事前の手洗いはもちろん、食事後も手に付着した飛沫等の接触感染を防ぐため手洗いをするよう指導する。
- エ 食事前後は机の清拭が望ましいが、実施が難しい場合は、清潔なハンカチ等を机の上に敷き、その上で食事をするよう指導する。
- オ 食事中はマスク着用が不可能であることから、机の上に清潔なハンカチ等を置き、咳やくしゃみなどで飛沫が飛びそうになったら、すぐにハンカチ等で口を押さえることができるよう指導する。
- カ 食事後の歯磨きやうがいについては、手洗い場が密にならないよう配慮した上で、学校の実情に合わせて実施するよう指導すること。
なお、学校歯科医に助言を求めることも考えられる。

《参考》

食事中は、マスクを着用していないため、県内の事例では、感染者と一緒に飲食をした生徒が濃厚接触者に特定される事例が多い。

(6) 帰りの会、清掃

- ア 業後のS Tで児童生徒等の様子を観察し、体調不良の有無を確認する。
- イ 清掃時は、埃にウイルスが付着する可能性があるため、最大限の換気をして実施する。特に感染リスクが比較的高いトイレの清掃は、マスクと手袋の着用を徹底させ、水滴が飛び散るような清掃方法は控えさせる。
- ウ 多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、スイッチ、手すり、水道の蛇口栓等）は、1日1回、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの。）等を用いた拭き掃除を行う。これは、通常の清掃活動の一環として、発達段階に応じて児童生徒等が行っても差し支えない。
なお、児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略することも可能である。
- エ 清掃後は、手洗いをするよう指導する。

(7) 授業後

- ア 委員会活動・生徒会活動等の活動は、精選して行う。補習を実施する場合は、授業に準じた対策をとる。
- イ 教員の指導を受けていない児童生徒等は、教室等校内に残らず速やかに帰宅するよう指導する。
- ウ スクールバスの乗車の際にも、身体的距離に留意し、過密乗車を避けるよう

指導する。また、スクールバス利用者には手洗いや咳エチケット等を徹底するとともに、会話を控え、マスクを着用するよう指導する。スクールバス使用後には、利用者が触れる場所を適宜消毒する。なお、運転手に対して、定期的に窓を開け、換気を行うよう指示する。

エ 帰宅後は、すぐに手洗いをするよう指導する。

オ 自宅等で友人と会う場合や外出時においても「3つの密」や「大声」を避けるなど、自ら感染症対策を意識することができるよう指導する。

(8) その他

新型コロナウイルス感染症について、児童生徒等が正しく理解し、適切な行動をとれるよう繰り返し指導する。

《新型コロナウイルス感染症に関する指導資料》

「新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～」

文部科学省

URL : https://www.mext.go.jp/content/2020501-mext_kenshoku-000006975_5.pdf

【小・中・高等学校教師用】 保健教育指導資料（日常の保健の指導）

新型コロナウイルス感染症の予防

～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～

本資料の活用について

新型コロナウイルス感染症が全国的に感染拡大する中、子供たちが健康で安全な生活を送れるよう、各学校において指導の充実を図ることが求められています。

そこで本資料では、子供たちが新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、日常の指導における「ねらい」や「指導内容」を具体的に示しました。各学校においては、これらの指導例を有効に活用し、小・中・高等学校それぞれの子供たちの発達段階を踏まえた指導を工夫されますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、未だ感染源や感染経路などがはっきりしていないこともあるため、その時点の最新の知見に基づき指導するように配慮してください。

- 指導例① 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策
- 指導例② 感染症の予防1（手洗い）
- 指導例③ 感染症の予防2（咳エチケット）
- 指導例④ 感染症の予防3（3つの密）
- 指導例⑤ 正しい情報の取扱い
- 指導例⑥ 新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見
- 指導例⑦ 新しい生活様式

令和2年4月
文部科学省

4 部活動

部活動を実施する際には、以下に示す地域の感染レベルに応じた感染防止対策を徹底し、「全体を通じての留意事項」を踏まえた上で活動する。

(1) レベル3

可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させ、感染リスクの低い活動を、短時間で個人や少人数によって実施する。

- ・児童生徒本人と保護者の意向を尊重して、参加を強制しない。
- ・活動の開始時と終了時に、児童生徒の健康状態の把握や感染防止対策指導を行うとともに、活動中は、教員が必ず立ち会い、感染防止対策の徹底を図る。また、教員が立ち会うことができない場合は実施しない。
- ・児童生徒が密集する活動、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声する活動及び室内で児童生徒が近距離で行う発声や演奏を伴う活動については行わないようにする。
- ・対外的な練習試合、合同練習及び部合宿は自粛する。
- ・公式戦への参加は周辺地域の感染状況に応じて、慎重に検討する。
- ・部室の使用は荷物の搬入・搬出・保管及び少人数での更衣のみとし、短時間でこなす。また、会話を控え、原則マスクを着用し、可能な限り換気をする。

(2) レベル2

可能な限り感染症対策を行い、感染リスクの低い活動から実施し、感染リスクの高い活動の実施は慎重に検討する。

- ・児童生徒本人と保護者の意向を尊重して、参加を強制しない。
- ・活動の開始時と終了時に、児童生徒の健康状態の把握や感染防止対策指導を行い、教員が常時立ち会わないことも可とする。
- ・児童生徒が密集したり、近距離で組み合ったり接触したりする活動や、発声や演奏する活動については、間隔を空けて行うことができる活動に替えるなどの工夫をする。
- ・対外的な練習試合を計画したり、公式戦に参加する場合には、周辺地域の感染状況に配慮するとともに、活動時間や活動場所を慎重に検討するとともに感染防止対策や熱中症予防を講じる。

(3) レベル1

可能な限り感染症対策を行い、通常の活動を実施する。

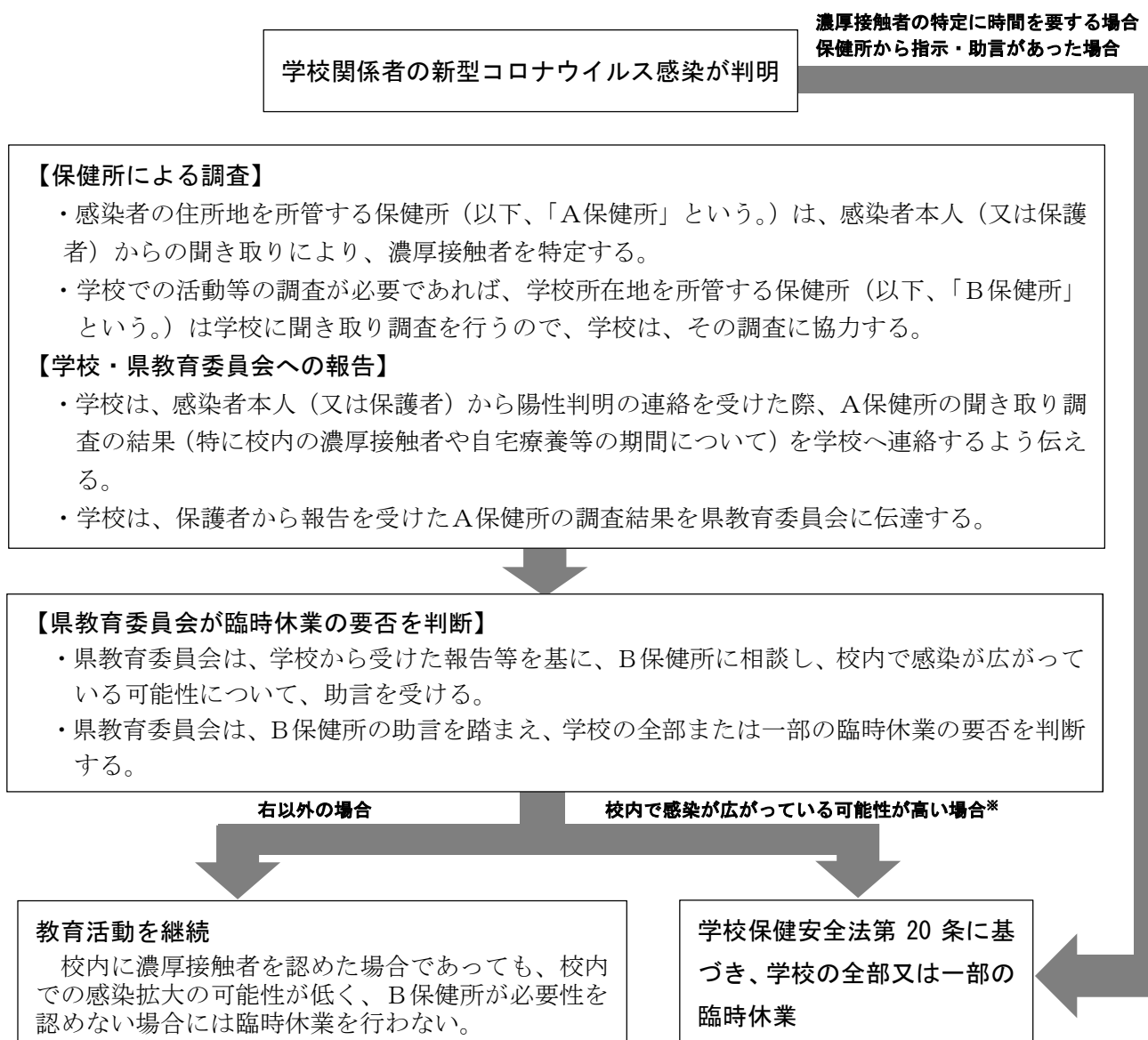
(全体を通じての留意事項)

- 運動不足の児童生徒もいると考えられるため、怪我防止には十分に留意する。
また、児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。
- 部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避ける。
- 運動を行っていないときは、原則マスクを着用する。また、呼気が激しくならない軽度な運動の際は、マスクを着用することが考えられる。
- 公式戦やコンクール等への参加においては、学校として主催団体とともに、大会における競技、演技、演奏時等はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、感染防止対策や熱中症予防を講じる。
- 部顧問は、対外的な練習試合や合同練習、部合宿を実施する場合は、県内や地域の感染状況等を見極めながら、事前に所属校の校長の許可を得た上で実施する。また、実施に当たっては、部顧問のみで行うのではなく、学校として感染防止対策や熱中症予防を講じる。
- 部顧問は、参加児童生徒の健康観察を確実にを行い、記録を残すとともに、体調不良がある児童生徒が申し出しやすい雰囲気づくりや教員の役割分担を工夫する。
- 部活動の実施に当たっては、各競技団体や文化芸術団体が作成するガイドラインを踏まえる。
- 同じ部活動に所属する生徒等が食事をする際なども含め、部活動の内外を問わず感染症対策を徹底する。

5 学校関係者に新型コロナウイルス感染が判明した場合の対応

(1) 感染が判明した場合の対応の流れ

県立学校において、児童生徒等・教職員に新型コロナウイルスの感染が判明した場合の対応の流れは下図のとおりである。ただし、感染者の急増を背景に保健所の業務がひっ迫している状況においてはこの限りでない場合もあるため、保健所及び県教育委員会の指示に従うこと。



※ 校内で感染が広がっている可能性が高い場合（例）

- ① 同時期に感染経路不明の感染者が複数発生している。
- ② 感染者が不特定多数の者とマスクをせず、近距離で接触した。
- ③ 感染者と同じ学級、部活動などにおいて、発熱等の症状を示している者が複数発生している。

(2) ICTの活用等による学習指導

臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童生徒との関係を継続することが重要である。

このため、感染の状況、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、ICTを最大限活用するなどして学習指導と学習把握を行う。

地域の感染レベルに応じた学校の新型コロナウイルス感染症対策【令和3年12月23日改訂】

資料

本表は、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」及び「令和3年12月23日付け3教保第933号」に基づいて作成した。（下線は5月13日改訂からの変更部分）
本表にない事項については、各通知等を参照すること。

地域の感染レベル	学校の臨時休業	基本的な感染対策【県独自】	身体的距離の確保【県独自】	清掃・消毒	学習活動【県独自】	部活動【県独自】	同居家族【県独自】	その他
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請、若しくは同法第45条第22項に基づく要請があった場合は、感染者の発生していない学校においても臨時休業を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「3密」と「大声」の回避 ・こまめな手洗いの徹底 ・身体的距離が十分とれないときはマスクを着用 ・咳エチケットを徹底 ・教室等の常時換気を実施 ・登下校時や休み時間に児童生徒等が密集しないよう指導の工夫をする。 ・昼食等の食事は、自席で食べるなど対面にならないようし、会話をしないよう特に指導を徹底する。食事後は、速やかにマスクを着用させる。 ・寮や寄宿舎の集団生活における感染防止対策は特に徹底する。 ・授業後や部活動終了後には、寄り道をせずまっすぐ帰宅するよう指導する。 ・休日も含め、学校外における個人の行動においても感染防止対策について自ら留意するよう児童生徒に指導する。 ・公共交通機関で通学する児童生徒等が多い学校は、地域の感染状況に応じて、時差通学の実施を積極的に検討する。 ・愛知県教育委員会は、地域の感染状況により、分散登校を実施する必要があると判断した場合、別途通知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的距離の確保を優先する。 ・児童生徒等の間隔を可能な限り2メートル（最低1メートル）確保する。 ・1メートルの距離を確保できない場合には、換気を十分に行うことや、マスクを着用することなどを併せて行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、スイッチ、手すり、水道の蛇口栓等）は、1日1回、家庭用洗剤等*を用いた拭き掃除を行うことで、消毒に代える。 ・これは、通常の清掃活動の一環として、発達段階に応じて児童生徒等が行っても差し支えない。 ・なお、手洗いが適切に行われている場合には、省略することも可能。 ・清掃後は、必ず手洗いをさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「感染リスクの高い学習活動」①②及び「特に感染リスクの高い学習活動」③④⑤⑥※は、行わない。 ・ペアワーク等は必要最小限とし、行う場合は、次に留意して実施する。 (1)ペア等を組む相手は固定する。 (2)近距離で、対面にならない形で実施し、極力短時間に留める。 (3)マスクを着用し、必要以上に大きな声を発しないよう指導する。 ・体育については、集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とする。2～3人程度の特定の少数人数での活動を行う場合は、十分な距離を空けて行う。 ・運動を行っていないときは、原則マスクを着用する。また、呼吸が激しくならない軽度な運動の際は、マスクを着用することが考えられる。 ・通学困難等の児童生徒に対し、オンラインによる学習支援を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させ、感染リスクの低い活動を、短時間で個人や少数人数によって実施する。 ・児童生徒本人と保護者の意向を尊重して、参加を強制しない。 ・活動の開始時と終了時に、児童生徒の健康状態の把握や感染防止対策指導を行うとともに、活動中は、教員が必ず立ち会い、感染防止対策の徹底を図る。また、教員が立ち会うことができない場合は実施しない。 ・児童生徒が密集する活動、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声する活動及び室内で近距離で行う発声や演奏を伴う活動については、行わない。 ・対外的な練習試合、合同練習及び部合宿は自粛する。 ・公式戦への参加は周辺地域の感染状況に応じて、慎重に検討する。 ・部室の使用は荷物の搬入・搬出・保管及び少数人数での更衣のみとし、短時間で行うこと。また、会話を控え、原則マスクを着用し、可能な限り換気をする。 ・運動を行っていないときは、原則マスクを着用する。 ・また、呼吸が激しくならない軽度な運動の際は、マスクを着用することが考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の同居家族等が濃厚接触者と特定された場合、検査で当該家族の陰性が判明するまでは、児童生徒は登校させない。 ・感染者が急増している地域については、同居家族に発熱等の風邪症状が見られる場合も、登校を控えるよう保護者に働きかける。 ・教職員についても、同様の対応をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭で朝の検温、健康観察を実施する。（家庭で実施できなかった場合は、登校時に実施する。） ・発熱等の風邪症状が見られる場合、登校させない。（新型コロナウイルス感染症以外の疾患による場合は、この限りではない。） ・「健康観察表」などを用いて、児童生徒等の健康状態を確実に把握し、教職員も含め上記を徹底する。 ・熱中症や寒さなどによる健康被害が生じないよう、調節可能な服装を認めるなど、柔軟な対応をする。 ・遠足や、修学旅行等の宿泊を伴う行事は中止又は延期する。 ・不要不急の外出、不要不急の都道府県間の移動等については、教職員も含め国や県が示す方針を遵守する。
レベル2	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請があった場合は、感染者の発生していない学校においても臨時休業を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「3密」と「大声」の回避 ・こまめな手洗いの徹底 ・身体的距離が十分とれないときはマスクを着用 ・咳エチケットを徹底 ・教室等の換気を実施 ・登下校時や休み時間に児童生徒等が密集しないよう指導の工夫をする。 ・食事中などマスクを着用できない場面では、対面にならない、会話を控えるなどの感染対策を行う。 ・休日も含め、学校外における個人の行動においても感染防止対策について自ら留意するよう児童生徒に指導する。 ・公共交通機関で通学する児童生徒等が多い学校は、地域の感染状況に応じて、時差通学を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の間隔を1メートルを目安に学級内で最大限の間隔を確保する。 ・1メートルの距離を確保できない場合には、換気を十分に行うことや、マスクを着用することなどを併せて行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・*新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染収束局面 ・「感染リスクの高い学習活動」①②を感染対策を適切に実施した上で、慎重に再開する。「特に感染リスクの高い学習活動」③④⑤⑥の再開は、慎重に検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り感染症対策を行い、感染リスクの低い活動から実施し、感染リスクの高い活動の実施は慎重に検討する。 ・児童生徒本人と保護者の意向を尊重して、参加を強制しない。 ・活動の開始時と終了時に、児童生徒の健康状態の把握や感染防止対策指導を行い、教員が常時立ち会わないことも可とする。 ・児童生徒が密集したり、近距離で組み合ったり接触したりする活動や、発声や演奏する活動については、間隔を空けて行うことができる活動に替えるなどの工夫をする。 ・対外的な練習試合を計画したり、公式戦に参加する場合には、周辺地域の感染状況に配慮するとともに、活動時間や活動場所を慎重に検討し、感染防止対策や熱中症予防対策を講じる。 ・運動を行っていないときは、原則マスクを着用する。また、呼吸が激しくならない軽度な運動の際は、マスクを着用することが考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の同居家族等が濃厚接触者と特定された場合や風邪症状等によりPCR検査等を受けられる場合、本人又は保護者と相談し、登校を慎重に検討する。 ・教職員についても、同様の対応をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭で朝の検温、健康観察を実施する。（家庭で実施できなかった場合は、登校時に実施する。） ・発熱等の風邪症状が見られる場合、本人又は保護者と相談し、登校させない。（新型コロナウイルス感染症以外の疾患による場合は、この限りではない。） ・「健康観察表」などを用いて、児童生徒等の健康状態を確実に把握し、教職員も含め上記を徹底する。
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ・感染者の発生していない学校の臨時休業は、行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「3密」と「大声」の回避 ・こまめな手洗いの徹底 ・身体的距離が十分とれないときはマスクを着用 ・咳エチケットを徹底 ・教室等の換気を実施 			<ul style="list-style-type: none"> ・感染対策を適切に行った上で、通常どおり実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り感染症対策を行い、通常の活動を実施する。 ・運動を行っていないときは、原則マスクを着用する。また、呼吸が激しくならない軽度な運動の際は、マスクを着用することが考えられる。 		

校内で濃厚接触者の発生を可能な限り抑えるためには、昼食時や登下校も含め、新型コロナウイルス感染対策に努めるよう指導することが重要である。
濃厚接触とは、以下のとおりである。（厚生労働省Q&Aより）
濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は、1. 距離の近さ2. 時間の長さです。
必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばした範囲（距離（1m程度以内）で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。
（中略）
なお、15分間、感染者と至近距離にいたとしても、マスクの有無、会話や歌唱など発声を伴う行動や対面での接触の有無など、「3密」の状況などにより、感染の可能性は大きく異なります。
そのため、最終的に濃厚接触者にあたるかどうかは、このような具体的な状況をお伺いして判断します。

※ 感染リスクの高い学習活動
①理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験・観察」
②図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

※ 特に感染リスクの高い学習活動
③「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声を話す活動」
④音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
⑤家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
⑥体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」